

広報よねざわ「情報交差点」掲載基準

広報よねざわへの記事掲載を希望する場合は、下記の内容をご理解いただき、情報をお寄せください。

掲載できないもの

次のいずれかに該当する記事は掲載できません。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 政治的、宗教的または選挙活動になるもの
- ・ サークル、教室などの会員募集
- ・ 期日が掲載月の1日～3日のもの（市民に広報配布が行き渡る日数を考慮）
- ・ 掲載意図、内容が不明確なもの
- ・ その他、広報に掲載する内容としてふさわしくないと市が判断したもの

掲載する記事の優先順位

掲載する記事が通常使用する掲載スペースを超える場合、次の項目を多く満たす情報から優先的に掲載します。

- ・ 市内で開催される催し、市内のお知らせ
- ・ 市内居住者・団体から依頼されたもの
- ・ 参加費・会費などが無料のもの
- ・ 市民に有益な内容であるもの
- ・ 他の広報媒体の活用が少ないもの

掲載依頼方法

掲載申込書を記入の上、窓口・メール・FAX・郵送にて秘書広報課に提出してください。

提出期限は、掲載希望月の前月5日（土日・祝日の場合前開庁日）までとし、郵送で提出する場合は、提出期限必着とします。

了解事項

掲載依頼者は、次のことを了解の上掲載を希望するものとしします。

- ・ 掲載基準に沿った記事でも紙面の都合で掲載できない場合があること
- ・ 掲載は原則年度中1回であり、同じ記事で複数回の掲載はしないこと
- ・ 掲載の可否および掲載月の変更については、秘書広報課の判断により決定すること
- ・ 掲載の可否については通知しないこと
- ・ 原稿内容を秘書広報課において編集すること（一部割愛して掲載する場合あり）
- ・ 掲載した記事に関する一切の責任は、掲載依頼者が負うこと

—— 広報よねざわ「情報交差点」掲載申込書 ——

掲載基準の内容を了承し、下記のとおり原稿を提出します。

申込者氏名（ ）

電話番号（ ）

掲載希望号（ ）月号

掲載内容

行事名	
日時	
場所	
内容 (30 文字以内)	
対象	
費用	
問合せ先	
その他	

※より多くの情報を掲載するため、必要最低限の情報を簡潔にご記入ください。

【提出先】

〒992-8501 米沢市金池 5 丁目 2-25

米沢市秘書広報課 宛て

Mail box@city.yonezawa.yamagata.jp

FAX 0238-22-0498